

全国動物ネットワーク NPO 法人 CAPIN 鶴田真子美

放射能災害でなければ、これほど問題が露呈することはなかったのだろう。被災地に入れないことによって、そこに残された動物をどうするかを巡り、行政と民間の認識の違いが明らかとなった。

福島警戒区域。そこは日本の動物行政の縮図である。

避妊去勢の広まらない教育の遅れ、犬猫を探さない飼い主、「助けた人の自己責任」で民間へ丸投げする行政、売名ボランティア業者へ流れた巨額の義捐金、公的シェルターに入れる動物、そうでない動物のカテゴリー分類。行政と連携していなければ義捐金もフードの提供も受けられない仕組み。

未だに終わらない、未だに解決しない、未だにあきらめないで待っている猫に餌を運ぶボランティアたち。

2013年施行の法改正により、動物愛護管理推進計画のなかに災害時における動物の適正飼養・管理の施策を含めることや、愛護推進員の活用の推進、産業動物の生存の機会の拡大などが謳われた。付帯決議には、地域防災計画へ被災動物対応を明記するよう働きかけをすべきとある。(市町村の足並みをそろえるのは大変だろうが) 同伴避難の基本が示された。また、環境省により「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」が発行され、平常時の対策、体制の整備、役割分担が示された。

だが、環境省が発行した「東日本大震災における被災動物対応記録集」(平成25年6月発行)を読んでから、私は懐疑的だ。民間団体の果たした役割に触れない、あるいは過小評価するなど、記述について非常に問題があると感じるからだ。福島の動物保護問題の現実をきちんと伝えていないことで、今後の協働に禍根を残す可能性がある。オフィシャルな目線で書かれたこの記録集に対し、私たち民間ボランティアは、現場に立って真実を、問題解決には遠い実態を、国民の皆さんに伝えていかねばならないとの思いを強くしている。

もしも次の原子力災害が発生し、再び警戒区域が設定されたら、残された動物たちを今度こそは効率よく助けられるのだろうか。助けるためには、何が必要か。どうしても協力と役割分担が必要だが、それは過去の失敗から学んでいくしかない。そのためには、この2年半を検証し、反省点を洗いざらい描き出し、行政と民間の認識の違いを整理して、すりあわせ、次回こそは協働できる態勢をつくっていくことが大切だと思われる。

* * *

1. 旧警戒区域に残された動物の保護活動について

住民から要請がないことを理由に、一斉保護は行わずに静観することにした国・福島県。今夏の生息調査でモニターに映った2、3頭の犬と100匹近くの猫を見殺しにできない民間ボランティア。

そこには大きな認識のズレがある。生存する愛護動物を見捨てるのか。あるいは1匹でも待っている猫がいる限り、給餌を続け、生かすのか。動物愛護法で規定される愛護動物のなかには、飼い主不明の犬や野良猫も入る。被災地に残された犬猫は、みな動愛法で守られていることを忘れてはならないだろう。

(1) 環境省・福島県の認識（電話での聞き取りより）

- ・ 昨年は9月と12月の2回に分けて、動物保護を行った。今年は一斉捕獲はしていない。
- ・ 昨年は住民にアンケート調査・電話聞き取りを行い、ペットと離別した1023人のうちの330人があきらめずに探し続けていることを把握していた。
- ・ だが今年住民アンケートをとっていないので何人の飼い主がまだ探しているかは不明。
- ・ 2012年度は1億円弱、今年2013年度は2000万円の委託事業費を受けて、自然環境研究センター・国・県が協働で保護・生息調査・シェルター収容飼養を行った。
- ・ 2013年度に関しては、一斉保護を見合わせている。事前に地元関係者に調査をした結果だ。もう犬も猫も見かけない。住民から保護依頼が入ってこないからとりあえず静観している。保護をやらないというわけではない。依頼が入ったときは個別の対応ができる態勢である。すなわち住民や役場から連絡があれば福島県・保健所が動いている。

(2) 民間ボランティアの認識

- ・ 帰還困難区域では、100匹近い犬猫が生き残っていることが今夏のモニター調査でわかっている。1年前は、(現在の帰還困難区域よりも面積は広い)警戒区域で、犬猫合わせて数百匹(～1000匹?)が生存していた。昨年に比べ、残念ながら数が減ってしまったが、間に合う命がある限り、1匹でも餓死・衰弱死をさせないように、早急にレスキューしていかねばならないはずだ。冬を目前に、保護が第一、時間との闘いになる。焦燥感に突き動かされている。行政は悠長でのんきだ。
- ・ 南相馬、檜葉、富岡のような避難解除準備区域等ではTNR(避妊手術後に戻し給餌)も何とか可能であるが、帰還困難区域ではリリースしても生きていけない。何とか保護をすするしかない。しかし、許可がなく帰還困難区域には入れないので、気ばかり焦る。
- ・ 補償金が出ても出なくても、住民はあきらめずに探し続けてほしい。

<参考>

■東電フリーダイヤル「原子力災害に対する賠償について」(10月15日、聞き取り)

飼育していたペットがいなくなったり死んだりした場合の賠償金請求にあたっては、家財の請求書に、「飼育されていた場所、動物の種類・頭数、飼い始めた日、離別・死別の状況、

請求意思」を記入し、損害賠償請求を行う。30万円以上の高額ペットの場合は補償額は20万円、30万円以下の安価なペットの場合は、低額家財の扱いとなり、金額はそれぞれ異なる。精神的賠償が必要な場合は別途申請できる。

■浪江町生活支援課（10月10日、聞き取り）

- ・ボランティアが敷地に餌まきをすることを防ぐ、そして猫が増えるのを防ぐ、この目的で、2013年9月から、居住制限区域と避難指示解除準備区域（3分の1の地域）に限って、浪江町の動物病院が主になってTNRを行うことが許可されるようになった。個人宅の敷地に入らないこと、公民館や道路などの公共の場所で餌でおびき寄せるなど、条件をつけている。すべての従事者はあらかじめ許可証をとらねばならない。
- ・但し、帰還困難区域（山の線量が高い3分の2の地域）には、動物保護目的での立ち入りを一切認めていない。
- ・復旧のための立入なら仕方ないが、一般の方には認められない。浪江は除染も進んでいない。立ち入りにより病気になって補償を求められることがありうるわけで、町が許可した以上は町に責任が生じる。これは避けたい。
- ・限られた少数の病院が主になっている。獣医師には、ほかの町の餌やりをしている人はスタッフから除いてほしいと伝えている。
- ・今や、町民から、連れてきたペットを預かってほしいとの要望はあっても、いなくなったペットを探しているとの要請はない。
- ・捕獲は県の事業であり、保健所が今も対応している。
- ・警戒区域を持つ4市町村のどこも、動物保護の目的での立ち入りを認めていない。
- ・まだ残されている愛護動物を助けたければ、環境省に「黄色いリボン」の再開を求めるべき。
- ・（警戒区域に住民によって犬猫が捨てられているという噂について）浪江では見たことがないが、別の町で、犬を置いてきた人がいるとの噂がある。

■規制庁 原子力防災課（10月15日、聞き取り）

- ・2011年12月、NPOが現地に入って活動したという実績がある。
- ・ペットの保護に関し、環境省が今年6月に見直しをし、動物を置き去りにすると保護の問題が生じることから、「同行避難」の基本方針が明らかにされた。
- ・まず人であり、余力があれば動物だ。
- ・災害対策基本法63条では、市町村長が、人の命や身体への危険を防止するため警戒区域を定められる。警戒区域に従事する者（消防・警察・自衛隊）以外は入れない。
- ・（次の原子力災害発生時に、今回のような置き去り・警戒区域からの持ち出し禁止が再び指示されるかとの問い合わせに対し）災害の程度やエリアの危険度による。安全の確保が可能か否かである。ともかく予測不能で、確定的には言えない。

- ・一般人が家財やペットを取りに戻る、その前に安全性の確保がなされているか検証が必要だ。

■福島県相双保健所（10月10日、2012年4月より赴任された職員に聞き取り）

- ・毎月1～2回、不定期で帰還困難区域（警戒区域）に入り、保護器を用いて捕獲している。
- ・相双保健福祉事務所のHPに收容動物の情報を掲載している。
- ・住民に対して残留ペットについてのアンケートは行っていない。それゆえ逸走動物を探している住民がどれほどいるかは不明。
- ・県の予算で行っている。
- ・ペットを保護することはあまりない。すっかりみかけなくなった。野生動物が多い。
- ・作業中は防護服は着ていない。通行証を持っている人は圏内に入れる。
- ・動物ボランティアによる餌まきについては意見を控えたい。

2. 「黄色いリボン」の再開について

「黄色いリボン」とは、環境省・福島県の主導で、2011年12月に動物保護目的の公益立入が民間の法人に認められたプロジェクト。登録した動物搬送車両のサイドミラーに黄色いリボンを付けるよう指示があったことからこう呼ばれる。保護計画書の提出、立ち入り時の順守事項、実績報告書の提出、保護動物の適正使用、返還等について定めたガイドラインに基づき、16法人が許可を受け、犬34匹・猫298匹を保護した。（費用はすべて自己責任との条件であった。また、写真撮影は禁じられた。民に丸投げの条件であったが、犬猫を見捨てておけないと判断した民間法人が参加した。）帰還困難区域における保護活動（TNR含む）の許可を求めて、民間ボランティアは署名を集め要望書を提出してきたが、二度目はまだない。

(1) 環境省・福島県の認識

- ・前回、複数の団体が順守事項違反を行った。地元が懐疑的。Goサインは出ないだろう。
- ・帰還困難区域以外は、TNRや保護活動を認めるかどうかは個別の対応でよしとしたい。
- ・受益者は地域、住民である。猫の嫌いな住民に迷惑がかかることを恐れる。
- ・全国の地域猫活動にも通じるが、一歩ずつの丁寧な活動が地元の理解を得られるだろう。
- ・あくまでも自治体を中心に、地域のニーズに合わせて行うべき。地域が育つのを待つ。
- ・愛護団体は平時からそれぞれの地元自治体（県の動物救護本部）と連携をとるべき。

(2) 民間ボランティアの認識

- ・2012年に国が1億の税を投じ、これを落札した自然環境研究センターが、保護活動をするものと思っていた。1億円もあれば、きっと頻繁に活動できると。ところが、保護

は2回のみ。企画書を読めば最初から保護頭数200匹に限定されている。そもそも全部を助ける計画ではなかったのだろう。1億円をかけても、全頭レスキューにほど遠かった。

- ・嘆いている暇はない。飢えて待っているのだから、誰かが保護をしなければならない。
- ・動物保護目的の立ち入りが公認となることを待ち望む。
- ・震災直後から「警戒区域に残された動物を保護すべき」との世論は高まり、国会にも要望があがった。犬猫を助けてほしいと動いた現地住民もいた。しかし声は届かず命は失われていった。迅速に保護できなかったことを悔しく思う。
- ・「丁寧に交渉」「静観」では、命に間に合わない。ここは警戒区域だ。「地域が育つのを待つ」、そんな悠長な姿勢では何も変えられない。緊急時であるという認識が欠けており、この言葉が国の「不作為」「無力」を象徴している。
- ・猫が好きか嫌いかではない、命の問題だから、皆で協力して猫の繁殖は解決すべき。住民の感情と、国の倫理は異なるはずだ。環境省や緊急災害時動物救援本部が動物愛護法を根拠に、地元自治体を啓発・指導して、保護を実現させることもできるのではないか。
- ・飼い主不明の、誰も責任を持たない猫をどう位置付けるのか。生かすか、餌をやらす衰弱死させるか。全国で広がりつつある地域猫活動と重なる問題であり、放置された猫を環境省はどうするのか、注視したい。

3. シェルター運営について

(1) 環境省・福島県の認識

- ・1億円弱の環境省・復興庁の委託を受けた自然環境研究センターが保護シェルターを建設し、運営している。今年度は減額され委託費は二千万円となった。(情報開示請求の結果、当センターの企画書や見積書・会計報告等は不開示とされた。理由は、法人の技術的情報であり、公にすることにより権利や競争上の地位・利益を害するおそれがあること等だった。)
- ・(福島県第1シェルターは閉鎖、)福島県第2シェルターと環境省シェルターは三春の同じ敷地に建ち、合同で運営をしている。
- ・シェルター運営には(餌代・光熱費・人件費で)500万円/月の経費がかかっている。年間6000万円だ。(これを2000万円/年の委託事業費で賄うのは無理ではないかとの問いに)億単位で資金を持つ福島県動物救護本部も合同で行っているので問題ない。
- ・収容頭数は2013年10月現在、犬猫あわせて200匹弱(猫150匹、犬30匹ほど)。
- ・緊急災害時動物救援本部から福島県救護本部に義捐金の残金(金額未定であるが2億ある)を提供したいとの申し出があるが、県救護本部は預金があること、また返還譲渡を進めて早期にシェルター運営を終結させたいと考えているため、受け取るつもりがない。
- ・何とか収束させ、災害時緊急シェルターを一日も早く閉鎖したい。

(2) 民間ボランティアの認識

・もともと日本には、公的な生かすシェルターがない。個人ボランティアや愛護団体が運営するシェルターで、幸運にも保護されたほんのわずかな動物たちが譲渡や終生飼養を受けている。

・生かすための公的シェルターを国がもっと作るべき。

・災害時には緊急シェルターがどうしても必要。これが基となり、殺処分を行うセンターでなく、譲渡用シェルターを全国に作るきっかけとなればいい。

・緊急災害時動物救援本部が2億円かけた豪華シェルター(ペットのコジマが建設)は2011年7月に建設、2012年1月に閉鎖・解体されている。わずか半年間、一時的に機能しただけであった。未だ動物はあふれて、収容場所に困るからレスキューが進まないとの現実もある。問題は解決していないのに早々に閉鎖したことは、多額の義捐金の浪費であろう。

・環境省シェルターが運営に毎月500万円を出費しているとは驚きだ。事務費・人件費がかなりかかっている。(経験上、民間なら十分の一かせめて五分の一の経費で運営できるだろう。)

・業者に対して払われた金員を明らかにする文書(平成23年度福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務に係る見積書・請求書・支払決定決議書)の情報開示請求をしても、会計関係は基本的に不開示とされた(平成25年1月4日通知書による)。従って、シェルター運営に関して何にいくら使われたのか私たちは現時点で知ることができない。電話でも教えて頂けなかった。税金を投じた事業であるなら、国民には知る権利がある。この委託業務が本来の目的に沿って適正に使われてきたのか、誰かが監視するべきなのだ。ところが「なぜそんなに知りたいのですか?」と自然環境研究センターから逆に問われたのである(!)

・残されたペットがいる限り、保護は続けるべきであり、シェルターの運営も持続的・継続的なものになるはずだ。問題解決前にさっさと店じまいをすべきでない。

・震災直後からこれまでずっと、保護された動物にはカテゴリーがあったといえる。

① 国と県が保護した飼い主不明の動物は、県救護本部のシェルター・環境省シェルターに入ることができる。そこには税金や緊急災害時動物救援本部の義捐金が投じられ、ペットフードメーカーからも支援がある。

② 飼い主のわかっている犬猫も安泰である。飼い主の生活が安定するまで、預かられる動物も保護の対象になっているからである。

③ ところが民間ボランティアや民間団体の保護した飼い主不明の動物は、自己責任として、それぞれの保護場所や自宅に入れるしかなく、公的なシェルターには入れてもらえない。

④ 被災県であっても、警戒区域でない場所で保護された犬猫の場合は、同じ命ではあっても扱いが異なる。保護した人の自己責任であり、行政に届けると、公示の期間を過ぎたら保健所やセンターで処分される。(例えば、三春の環境省シェルターの前には時々猫が箱に

入れられ捨てられているようだ。シェルターに入れてもらえないかとのボランティアの願いに対し、「警戒区域の猫ではないからシェルターには入れないで保健所に連れて行く」と責任者が話すので、仕方なくボランティアが連れ帰っているという。どこで保護されたかで、命運が決まるとは。猫に国境はないのに。)

当初、被災動物を保護したら公的シェルターで引き取ってもらえるのだ、との期待が私たちボランティアにもあった。が、とんでもない思い違いであった。国を挙げての愛護動物の全頭保護は、残念ながら我が国ではありえなかったのだ。飼い主不明の犬猫を救出しても、勝手につかまえたのなら自分で保護すべき、とされた。これは、平時、私たち動物ボランティアが直面する問題とそのまま重なる。つまり、捨て犬・野良猫は、捨てた人の自己責任で面倒をみるしかなく、センターや役場、警察に「助けてあげて」と連れていったが最後、殺処分が待つのみだ。うかつに通報もできず、うかつに保護もできず、私たちは捨て犬猫を前に、可愛がってもいいのか、餌をやっていいものかわからない、深いジレンマに陥るのだ。見捨ててたら心は長期的に蝕まれ、保護をしたら経済的苦労と飼育の負担が待っている。これが、我が国の施策であり、文化の貧しさの表れである。(どのように犬猫を扱うかは、子どもたちに伝わる家庭の文化であり、自治体の、その国の文化である。)

・しかし、震災発生時には、平時ではない。救援本部が寄付を募って数億も集まったのだから、緊急シェルターが早急に整備されて被災動物は等しく保護をされると確信していた。

・③④のカテゴリーの動物を抱えてしまったら、自己責任として、医療費やフードの賄いもそれぞれの団体が各自で募金や助成金を集めるしかないという現実にもぶつかった。

・警戒区域で行政がレスキューした犬猫、飼い主が預かりを希望する犬猫に限って、公金を投じたシェルターに収容されることができた。その他の放浪動物は、切り捨てられるという事実。この線引きは違法ではないのか。誰が決めたのか。その法的根拠は何か。公金の使い方として問題はないのか、愛護法に照らして恥ずかしくないのか、世に問いたい。

・さらに、環境省が2013年6月に発行した「東日本大震災における被災動物対応記録集」には、愛護団体のこうした活動にも、保護数(3200匹以上)にも、一切触れられていないのだ。

・これは全国で平常時に野良猫や捨て犬を行政が放置して民間に押し付けている構造と何ら変わりはない。最近は頑張る自治体も出てきたが、経済的負担やミルクやり、一時預かり、里親探しは、基本的に民間の負担になっている。

4. 緊急災害時動物救援本部について

<参考>

被災動物救援団体:義援金「180万円損失」 投資信託で (8月28日 毎日新聞より)

公益社団法人「日本獣医師会」など4法人でつくる任意団体「緊急災害時動物救援本部」（東京都港区）が「義援金」（寄付金）の一部で投資信託商品を購入し、2012年度決算で約840万円の損失を出したことが分かった。

被災地の動物保護のために募った義援金だが、同本部は「間違った用途ではなく、損失は約180万円まで回復した」と説明する。これに対し専門家は、速やかに被災地に届け、リスクのある運用は避けるべきだと指摘している。

同本部は1995年の阪神大震災を機に設立され、主に被災地に取り残された動物の救援などに取り組む団体に、活動資金として義援金を分配。東日本大震災では福島県で飼育できなくなった動物を保護する施設を運営する団体などを支援した。構成団体は獣医師会その他、公益社団法人の「日本動物福祉協会」と「日本愛玩動物協会」、公益財団法人「日本動物愛護協会」。

同本部によると、収入は義援金のみで、12年度決算書によると、同年度には約6000万円の収入があり、資産は計約2億8000万円。資産には、国内の株式や海外の債権などを対象とする投資信託商品（3000万円）が含まれ、13年3月末現在、時価評価額約2160万円に元本割れしていた。

投資信託は06年9月に購入。阪神大震災当時に寄せられ、使い切れなかった義援金が原資。資産減少リスク回避が目的だった。ところが08年のリーマン・ショックの影響で元本割れし、現在の評価損は約180万円という。

東日本大震災では約7億円の義援金が寄せられた。【豊田将志】

8月、上記の記事が毎日新聞に掲載された。これに対し、南相馬でTNRを継続されるYさんは以下のようにブログで呼びかけている。

_____Y氏（南相馬の猫おばさん）のブログより抜粋_____

…1995年の阪神大震災の時に作られたこの救援本部は、寄付金、義援金の使い方に問題があり、阪神大震災の時に残余していた80,000千円のうち、30,000千円で投資信託の投資をしていて、1,800千円の損失を出しています。また、東日本大震災と原発事故は今も続いているのに、もう終わったかのように振る舞い、2012年4月頃から業務を縮小し、救援本部とは名ばかりで被災動物のためのえさを下さいと言っても、用意していないのだからくれることもせず、かえってこちらの仕事を増やすようなことをやっています。被災動物を救うという緊急性の高いことをやるためには、救う人たちにすばやく資金を渡してすぐに助けなければ動物は息絶えてしまうのに、その資金を投資のために使っていたとは、息絶えた動物たちにすまない思いです。緊急災害時動物救援本部では寄付金、義援金の使い方が不適切だと認識して頂いて、時間のある方どなたか救援本部を告発していただきたいです。今回の大震災で集まった義援金7億円のうち、使っていない2億円もまた投資に使われたらたまりません。原発被害地では動物救済は終わっていません。

(1) 環境省・福島県の認識

・(緊急災害時動物救援本部の「義捐金の投資信託による 180 万円損失」についてどう思うか、善意で寄せられた義捐金を元手にファンド投資をして、損失を作っても弁済しないままの救援本部と、環境省が密接に繋がっていることについて、問題を感じないのかとの問いに対し) 改善の要望があれば、直接、救援本部に伝えていけば、きっと改めるべき所は改められていくのではないか。

・(現場で救助することは行わない救援本部は、現場で動く愛護団体やボランティアと連携すべきだった。しかし愛護団体は蚊帳の外に置かれていたとの話の中で) 事務が現場のレスキューより劣っているとは思わない。事務をまとめるのも大事な仕事だ。要望があれば伝えて改善を求めべきだ。愛護団体、ボランティアはなぜもっと救援本部と仲良くできないのか？ (との回答だった。)

(2) 民間ボランティアの認識

・緊急災害時動物救援本部を構成するのが 4 つの利権団体のみであることに、異議を申し立てたい。なぜ、4 団体だけが行政と連携して、義捐金を集めているのか。動物を使って商売をする集団、ブリーダー、環境省や農水省の天下り団体ではないか。動物の側に立って発言する人はここにはほとんどいない。

・今回の投資信託問題で、救援本部の運営や会計の監査を行う第三者機関が必要であることを痛感する。

・救援本部として義捐金を 7 億も集めたからには、現場で動いている個人や団体を調べ、逐一情報を集めて、必要なところに人的支援・物的支援が届くように、救援本部から動くべきなのではないか。

・実際、先頭で今も助けている人は 1 千も救援本部から支援をもらったことのない人たちばかりだ。なぜならボランティアはとにかく現場で動いて忙しく、義捐金申請にも書類が必要で、事務作業の時間がないのである。また、義捐金を申請するには行政との連携が前提とされており、自治体の同意書が必要とされる。普段、自治体と連携して活動している団体は申請ができる仕組みだが、自治体とつながりなく独自の活動を行ってきたところは、コネもなく、申請がそもそもできない仕組みだ。

・南相馬の TNR のために毎週都内から通い、月に 10 万円も費やすボランティアさんがいる。熊本から飛行機で月に 2 回、白河のスペイ・クリニックに通うボランティアさんがいる。横浜・川崎・山梨から、関西から、福島動物を見捨てずに保護を続け給餌を継続する人がいる。そうした人たちが今も存在し、義捐金など経済支援のないなかで、活動を続けている。集めた総額 7 億円、余った 2 億円から彼らへの支援に回せない理由を聞きたい。

・たとえば、震災直後、自宅で避難所の被災者の猫たちを預かっていたが、フードの支援は一切なかったし、医療費も被災者の方が支払っていた。必要としている人にはせつかく

の義捐金が回っていなかった、という事実がある。

- ・牛を保護した人はなぜ義捐金交付の対象外なのか。愛護動物の定義には、犬猫だけでなく牛や豚の産業動物も入っているのに。

- ・牛の世話を富岡で継続されている松村さんは、牛を保護しているとの理由で、救援本部に義捐金を申請しても断られて受け取れなかったという。警戒区域の犬も猫も多数保護している人に義捐金が配分されないのは、間違っている。

- ・コネがある所が義捐金やフードの提供を受けられる、という仕組みは、公正ではない。保護・飼養・譲渡に動いているところにこそ、義捐金は配分されるべきだ。

- ・我が国では、国が呼ぶ「動物保護団体」とは、環境省・県・市町村と一体となって協力関係にある、行政とパイプを持つ団体のことである。緊急災害時動物救援本部。それを構成する4団体。(環境省の法改正審議会のメンバーでもある。)

- ・地元、福島を問わず、現場で実働する動物保護団体は、そこからはずされてしまい、義捐金もコネなしではもらえないし、ペットフード協会から支援ももらえない。自腹で活動をしているのが現状である。動いているところに支援が届かず、動かないところで余った義捐金が投資に使われている。

- ・現在、一回富岡に入るのに、3~4万円のフードが必要になる。TNRをするのに、医療費は1匹で最低2万円はかかる。義捐金が2億あるのに、なぜそれを動かさないのか。

- ・投資信託により資産を増やすことは、法人でまったく行われないことではない。しかし、動物救援本部の場合、生きている被災動物をすみやかに保護・収容する事業に携わるため、現場でのレスキューや飼育管理が最優先となる、極めて緊急性の高い事業といえる。警察、救急車、消防隊とまではいかなくとも、できる限り迅速に情報を集め、物資や人を動かしていく発信力や、機動力、人や団体とのネットワークが求められる。いどこで災害が起こるか分からない。そうした緊急性の高さから、義捐金は簡単に投資に使うべきでない。まずは必要なところに配分されるべきだ。福島の問題は解決にほど遠く、動いている民間団体やボランティアが存在するのを知っていながら、残金2億円を現在プールしているのは不正であるし、損失を出した以上は、速やかに責任者あるいは理事会で補てんの手立てを考えるべきである。

- ・新聞発表から2か月以上経過するが、未だに損失分が補われたとの話を聞かないことから、問題提起を真摯に受け止めていない姿勢が伺え遺憾である。

- ・救援本部の認識とは異なり、私たちにとって福島動物問題はまだ解決していない。

5. 自然環境研究センターと1億円弱の企画コンペについて

<自然環境研究センターに関する資料>

**2006年4月11日【行政改革に関する特別委員会】民主党、武正公一議員のブログより抜粋
国会議事録 衆議院本会議及び委員会での質問記録より**

実は、環境省のこの五百万円以上の資料を見ると、これも報道に出てくるんですが、天下りの公益法人が四十九団体、そのうち三十四団体が随意契約で受注をしていると。その天下り公益法人のうちで、五年間で一番多いのが二十七億円、自然環境研究センター。この財団法人は、事務次官と局長が天下りをして、江東区のビル全体を借り切っていて、天下り法人でも最も多い受注額であるということでありますが、この財団法人自然環境研究センター、ここにまた最大の額が環境省から流れている。

<情報開示請求の資料>

全国動物ネットワークでは、環境省に対して以下の情報開示請求を行ったが、2013年1月4日に、1. 落札者の企画書及び4.会計に関する一切が開示決定とされた。ちなみに、5の請求により、落札者自然環境研究センターは、従来から環境省から頻繁に委託事業を受けており、密接な関係にあることがわかった。

■情報開示請求■

平成23年度及び24年度福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務に関し、

1. 落札業者である一般財団法人自然環境研究センターが提出した企画書及びその添付書類の一切
2. 業務委託に関する契約書及びその関連書類の一切
3. 委託された業務に関し、業者から提出された報告書その他業務遂行の内容（内部被ばく量調査の実施や捕獲、生息状況調査、捕獲活動、捕獲器等物品の購入、臨時シェルター設置に関わるすべての下請け作業の内容、その関連文書を含む）に関して記された文書の一切
4. これまでに業者に対して支払われた金員を明らかにする文書（下請け業者からの見積書・請求書、下請け業者に対する領収書、人件費、シェルター建設費を含む）
5. 一般財団法人自然環境研究センターがこれまでに落札した環境省の事業名及び事業年度及びその企画書と報告書

*年度末に全ての報告が出るとしても、現在、今夏の生息状況調査による目視の頭数及び捕獲頭数等は環境省のHPに公表されており、これらに関しては現時点でも何らかの中間報告がなされているはずである。

<2012年3月 企画コンペ資料1>

3月16日、全国動物ネットワーク事務局メールより

お疲れ様でございます。昨日、『警戒区域内の被災ペット保護及び飼育管理業務』企画入札説明会に行きましてご報告を致します。

<説明>

説明する側は3人いて、(おそらく環境省の)役人が2名、(おそらく復興庁の)入札事務員が1名でした。司法書士Oさんが来場者と名刺交換をして下さったおかげでわかったことですが、説明会への参加者は、動物愛護団体2(Aさんと我々:Kさん、Oさん、Nさん、T)、環境系企業1、環境系NP01、イベント系企業1、大企業1(F社)、そして環境省所管公益法人1でした。公益法人とは、環境省の天下り団体の(財)Sというところ。(H18年の副理事長が元環境省役人、現非常勤理事が元農水省役人。)まず、環境省から説明書にもとづいた説明がありました。

<http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kikaku1/pdf/20120326/h240305aa.pdf>

続いて質疑に入りました。

Nさんから「警戒区域が解除になる地域もエリアに含むのか?」との質問に、「企画書には現時点での警戒区域での保護活動を想定してください」との回答がありました。

私からは、この企画が出てきたのはいつであり、どういう経緯であったかを質問しましたが、「ここはそれについて答える場でない」と一蹴されました。

1億の予算がついたこの企画コンペについて、積極的な周知がなされぬまま、有資格者(ABCDの格付が義務)のあいだでのみ説明会が行われ、説明会に出席することを入札参加の条件にしていることや、資格をとるにもタイムリミットがきつく、すでに国の事業を請け負ったことのある企業や、省庁の外郭団体を対象にしたとしか思えない、決して一般に開かれたものではないコンペであることに違和感を覚えています。

それを質疑で述べましたが、「民間も参加できなくはない、資格さえあれば参加できる体制である」との回答でした。また、200匹、と収容頭数が限定されていることに対し、全体像も見えないのになぜこの半端な数字が出されたのか、質問しました。「犬の登録だけで5800匹、未登録犬を含めれば2万を超えるだろう、猫を含めれば4万はいたのでは?なぜ200匹という数字なのですか?」それに対して「予算が1億だから、200が妥当であろうと数字を出した」とのことです。ここでもいきあたりばったり、との印象を受けます。あくまでも愛護法にもとづき救出に向けて全力投球し、1億で足りないならもっと予算を要求するくらいのことを環境省はやるべきと思うのです。私からは、「動物愛護法に基づいて、1年前から全頭保護をめざし動くのが環境省の仕事だったのではないか。全体数もみえないで、ここで、「春から夏にかけての捕獲、200頭」という半端な数字を出し、業者を雇って保護をさせるというのは、違和感を感じる」と述べました。数年はかかるはずからです。

<民間団体の排除と、民間団体への支援ゼロ>

原発事故発生からこれまでの1年、保護活動から民間団体や個人ボラは排除されてきました。それでも命をあきらめぬ民間ボランティアはレスキューを続けてきたわけですが、民間の保護した動物は、自己責任として公的シェルターへの収容も拒否され、医療費・飼育費の重責に対する援

助もなく、いっさいが民間におしつけられたままなのです。

動物愛護法によれば、愛護動物のすみやかな全頭保護に向けて国は態勢を整えるべきです。それに必要な資金がなければ事故原因者に求めていくべき。夏をこえ、厳冬を前に、2011年12月、環境省・福島県による許可を得ての初めての保護活動で、民間団体の捕獲実績は認められたことと思います（このときも一切の費用は民間負担が条件でした）。

すみやかな保護を目的にするには民官協働で動くべきことが実証されました、それなのに、未だに国は民間を使うことを考えていません。1億のお金が企業（外郭団体）に投じられようとしている、このお金はほんとうに犬猫のために使われるのか否か。落札する団体に回され、形ばかりの保護活動でお茶を濁され、天下り官僚や業の懐を潤すほうに回されないか。

私たちは動物の側に立って、しっかりと監視をし、声を出していかねばなりません。

「国は1億を投じました」で終わらせてはなりません。春には出産ラッシュを迎え、生まれる命があります。手をこまねいては、また夏に悲惨なものを見ることとなります。ANJ事務局

（参考）<http://www.env.go.jp/kanbo/shotatsu/kikaku1/pdf/20120326/h240305ab.pdf>

<企画コンペ資料2>

平成24年度福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務

の概要及び企画書作成事項

I 仕様書（骨子）

1. 業務の目的

環境省は福島県と全面的に協力し、他の自治体職員や獣医師等の協力を得ながら、福島第一原子力発電所から20km圏内に設定された警戒区域内に取り残された犬猫の保護活動を実施し、保護した動物は福島県のシェルター（動物収容施設）において飼育管理し、飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡を進めている。

これまでに約1000頭の犬及び猫を保護してきたが、今春から夏にかけての繁殖期を迎え、さらに警戒区域内で第2世代が増えてしまうおそれがあり、また放浪犬猫の野生化等の影響で、今後、帰宅する住民の生活環境が悪化するおそれがあることから、さらなる保護活動の実施が必要である。更に、保護活動の実施により保護したペットを飼養管理するための臨時シェルターの設置及び収容動物の飼養管理を行うとともに、飼い主不明または所有権放棄された被災ペットの譲渡を早急に進める必要がある。

以上のことから、本業務は、警戒区域内において被災ペットの保護を行うとともに、保護した被災ペットの飼養管理及び被災ペットの譲渡を促進するために必要な不妊去勢手術等を実施するものである。

2. 業務の内容

請負者は、以下の業務について、環境省担当官と協議しながら進めるものとする。

（1）一斉保護活動の実施

1) 保護実施マニュアルの作成

警戒区域内における被災ペットの保護活動に係る実施マニュアルを作成する。環境省担当官に協議し、了承を得た上で、作成した実施マニュアルは、検討委員、捕獲従事者、環境省担当官、福島県担当者等関係者に配布するものとする。

2) 被災ペット保護活動体制の整備

本保護活動を行うための捕獲従事者を集めて捕獲体制を整備するために、関係団体等と調整を行う。その際、捕獲従事者の旅費及び日当は、国家公務員旅費法に準じて算出し、請負者が支給するものとする。また、請負者は、捕獲従事者に対し、人事院規則9-129（東日本大震災に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）に基づく警戒区域内で作業を行う場合の手当（以下、単に「手当」という。）に準じた金額を支給するものとする。

3) 一斉保護活動の実施

①実施場所

福島第一原子力発電所警戒区域内市町村

②実施期間

平成24年4月1日～8月31日まで

③捕獲の実施にあたっての留意点

- ・ 捕獲従事者は、犬及び猫の取扱いに慣れた者や動物の捕獲の経験を有するものとする。
- ・ 警戒区域内における捕獲の実施に必要な機材等一式は本業務内で用意する。なお、捕獲用車両については、複数の捕獲器及び保護した動物を乗せる必要があることから、ワンボックスカー以上の大きさが望ましい。
- ・ 警戒区域内への立入りにあたっては、事前に原子力災害現地対策本部に立入計画、立入者、立入車両の情報を提出する必要があるため、遅くとも捕獲の実施5日前までに、環境省担当官に必要な情報を提出し、調整するものとする。

- 1 -

- ・ 捕獲実施計画に変更の必要が生じた場合は、速やかに環境省担当官まで連絡する。
- ・ 警戒区域内の滞在については、住民の一時帰宅時の基準に準じ、立入者の受ける線量が1回の立入当たり最大1.0mSv以内とすること。なお、立入後は、スクリーニングを受け、必要に応じ除染を行うこと。捕獲従事者の線量管理を行うため、警戒区域内では必ず防護服を着用し、少なくとも1班に1個の線量計の携帯させるものとする。

(2) 生息状況調査の実施

警戒区域内の犬猫等の生息状況を把握するモニタリング調査を年5回程度実施する。調査結果を集計し、今後の保護活動方針の指標となる解析を行う。調査者の旅費及び日当は、国家公務員旅費法に準じて算出し、請負者が支給するものとする。また、請負者は、調査者に対し、手当に準じた金額を支給するものとする。

1) 調査対象地

福島第一原子力発電所警戒区域内市町村

2) 調査期間

1回の調査あたり7日間程度

3) 調査の実施にあたっての留意点

- ・調査者は、動物の個体数推定調査等生息状況調査の経験を有するものとする。
- ・警戒区域内における調査の実施に必要な機材等一式は本業務内で用意する。
- ・警戒区域内への立入りにあたっては、事前に原子力災害現地対策本部に立入計画、立入者、立入車両の情報を提出する必要があるため、遅くとも調査の実施5日前までに、環境省担当官に必要な情報を提出し、調整するものとする。
- ・調査実施計画に変更の必要が生じた場合は、速やかに環境省担当官まで連絡する。
- ・警戒区域内の滞在については、住民の一時帰宅時の基準に準じ、立入者の受ける線量が1回の立入当たり最大1.0mSv以内とすること。なお、立入後は、スクリーニングを受け、必要に応じ除染を行うこと。調査者の線量管理を行うため、警戒区域内では必ず防護服を着用し、少なくとも1班に1個の線量計の携帯させるものとする。

(3) 関係者打ち合わせまたは有識者ヒアリングの実施

専門家や自治体職員が集まる関係者打ち合わせ（各回6人程度）を東京都内において3回程度開催し、今後の保護方針の見直しの必要性、シェルターの終期設定、飼い主への返還支援、効果的な譲渡活動の方法等について検討する。請負者は関係者打ち合わせ及び有識者ヒアリングの実施にあたっては、事務局として、出席者及びヒアリング対象者との調整、必要な資料の準備（印刷枚数は1回あたり200頁程度）、会場設営、司会等の運営、関係者打ち合わせ及びヒアリング実施後の議事録の作成を行う。なお、議事録については、会議終了後、速やかに環境省担当官に提出する。関係者打ち合わせ及び有識者ヒアリングに係る出席者等の謝金（1人18,200円）及びその旅費（国家公務員旅費法に基づき算出）を支給する。

(4) 臨時シェルターの設置

福島県が設置する三春シェルター（田村郡三春町）の敷地内にプレハブ式の臨時シェルターを設置する。臨時シェルターは、犬猫を最大200頭程度を収容できる大きさ（延べ床面積で約500㎡程度）とする。シェルターでの犬及び猫の飼養管理に必要なケージ、餌等の物資、医薬品、事務・家電用品をそろえるとともに、室温、湿度の調節等犬及び猫の健康を維持するために必要な環境整備も行う。シェルター運営に係る物品購入費、光熱水費等は本業務内で負担する。

(5) 臨時シェルターの運営管理及び保護動物の飼育・健康管理の実施

設置された臨時シェルターの運営管理を行う事務を行うとともに、シェルターに収容された保護動物の飼育・健康管理を行う体制を整備する。事務管理従事者は1名、飼育管理従事者は動物の取扱いに慣れた者10名程度、健康管理を行う獣医師1名を派遣するものとする。

- 2 -

(6) 飼い主不明または所有権放棄された被災ペットの譲渡の推進

1) 内部被ばく量調査の実施

警戒区域内から保護した被災ペットについては、長期間警戒区域内を放浪していたことによる内部被ばくの蓄積も心配されているため、被災ペットの譲渡を推進するためには、被災ペットの安全性を示す必要があることから、内部被ばく量調査を実施する。サンプル採取、検査の実施等内部被ばく量調査に係る費用は本業務内で負担する。

2) 不妊去勢措置の実施

譲渡対象の犬及び猫については、不妊去勢措置を実施する。その際、不妊去勢手術の実施に係る費用は本業務内で負担する。

3) 譲渡活動の推進

飼い主が所有権放棄した犬猫及び所有者不明の犬及び猫について、新しい飼い主への譲渡を進めるために全国的な広報活動を行う。

3. 業務履行期間

契約締結日から平成25年3月29日までとする。

4. 成果物

- ・ 報告書5部（A4版、200頁程度）
- ・ 上記の報告書を収納した電子媒体（CD-ROM） 2式

提出場所環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

※報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

5. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。

(2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

(2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付に応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- 3 -

(5) 情報システムを構築・改良する業務にあつては、請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。

(6) ホームページの構築・運営等を含む業務（イベント等の周知のためのホームページを含む）にあつては、環境省 Web サーバ (www.env.go.jp) 内での運用を原則とし、利用するアプリケーション等の都合により別途のサーバ環境を利用する場合であっても、ドメイン名は政府機関の属性型ドメインとなる「*.go.jp」を利用すること。

(7) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

(1) 請負者は、本業務の概要及び企画書作成事項に疑義が生じたとき、本業務の概要及び企画書作成事項によりがたい事由が生じたとき、及び本業務の概要及び企画書作成事項に記載のない細部事項について必要と認めたときは、環境省の担当官と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

(2) ホームページ作成に当たっては、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」に基づくこと。

なお、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」は以下の URL において公開している。

http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/web_gl/guideline.pdf

- 4 -

<公示> 次のとおり、企画書の募集を行います。

なお、本企画競争に係る契約締結は、当該業務に係る平成24年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。 平成24年3月5日

復興庁統括官付参事官 尾関 良夫

環境省大臣官房会計課長 鎌形 浩史

1 業務名

平成24年度福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務

2 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について（平成13年1月6日環境会第9号）に基づく

指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 平成22・23・24年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の「調査・研究」において、企画書等の提出期限までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

(5) 企画競争説明会に参加した者であること。

3 契約候補者の選定方法

「平成24年度福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務に係る企画書募集要領」に基づき、提出された企画書等について審査を行い、契約候補者として1者を選定する。ただし、優秀な企画書等の提出がなかった場合には、この限りでない。

4 企画競争説明書の交付及び問い合わせ先

(1) 企画競争説明書の交付

環境省ホームページの「調達情報」>「5. 企画競争公示一覧(請負業務)」より必要な件名を選択し、「公示」の下段に企画競争説明書のファイルが添付されているので、ダウンロードして入手すること。

・http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/index_kikaku1.html

(2) 問い合わせ先

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館24階

環境省大臣官房会計課契約第1係 担当：佐藤 堅太

TEL： 03-3581-3351 (内線6918) FAX：03-3593-8932

5 企画競争に係る説明会の開催

(1) 日時 平成24年3月15日(木) 11時40分

(2) 場所 環境省第4会議室

東京都千代田区霞が関1-2-2(中央合同庁舎第5号館23階)

※1 平成22・23・24年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の審査結果通知書の写しを必ず持参すること。

※2 参加事業者多数の場合は1社1名とさせていただきます場合もある。

6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

質問は、下記により持参又はFAX(A4、様式自由)にて受け付ける。

(1) 受付先 復興庁(予算会計担当) 担当：水信、日下部

東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル1階

TEL： 03-5545-7370 FAX：03-3224-9081

(2) 受付期間 平成24年3月16日(金)までの10時～17時(持参の場合は12時～13時を除く)

(3) 回答 平成24年3月19日(月)17時までに企画競争参加者に対してFAXにより行う。

7 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 平成24年3月26日(金)17時

(2) 提出先 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 1 階

復興庁 (予算会計担当) 担当: 水信、日下部

TEL: 03-5545-7370 FAX: 03-3224-9081

(3) 提出方法 持参又は郵送による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録 (当日必着) が残る方法に限る。

8 企画提案会の開催

(1) 必要に応じて企画提案会を開催する。開催する場合には、開催場所、説明時間、出席者数の制限等について、有効な企画書等を提出した者に対して、平成 24 年 3 月 26 日 (月) 18 時までに連絡する。

(2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

9 企画書等の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画書等は、無効とする。

10 その他

(1) 契約締結日までに平成 24 年度の予算 (暫定予算を含む。) が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降となる。

また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

(2) 本公示に記載なき事項は、「平成 24 年度福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務に係る企画書募集領」による。

(1) 行政の認識

・環境省、自然環境研究センター、福島県は、協力体制にあり、情報交換をし、意思疎通も行っている。適正に事業を行っている。

・平成 24 年度の環境省・福島県・自然環境研究センターによる被災ペット一斉保護活動は、1 回目が 9 月 7 日～10 月 2 日、2 回目が 12 月 3 日～21 日に行われた。ペットの安否が未だ不明な飼い主 1023 名に対し、保護継続の要望のあった 330 名の意向を受けての救護活動だ。その結果、犬 4 匹と猫 216 匹が保護されている。

(2) 民間ボランティアの認識

<昨年 2012 年度、環境省・復興庁の投じた警戒区域残留ペット救護のための約 1 億円の委託事業についてボランティアの感想>

・3 月企画コンペについて。環境省から財政支援を受けながら、堂々と圏内で保護活動が許されるなら、どんなに沢山の犬猫を助けられるだろうかと夢を抱きました。1 億あれば、いくつのシェルターができるだろうか。500 万円あれば、犬 10 匹猫 30 匹のシェルターを家賃・光熱費・医療費込みで 1 年運営できます。(これは、私たちのシェルターで経験済でした)。2 年で 1000 万円。7 つのシェルターを作るなら 7000 万円。残り 3000 万円は、警戒区域での保護活動のための交通費、宿泊費、生息調査。捕獲に長けた信頼のおける団体と協力しあい、警戒区域を分割し、担当地区にそれぞれが捕獲器をしかけ、愛護団体合同

でレスキューし、保護した動物は7つのシェルターへ。会議もネットで行うので無料。人件費はかけないが、交通費は出せるかもしれない。警戒区域で堂々と活動する許可があれば、週末毎に入ってレスキューできる。夢は膨らみました。

しかし企画コンペは結局は自然環境研究センターが落札し、私たちの夢は泡となって消えました。事業内容や企画書、仕様書、条件などを見れば、素人には被爆測定など専門性の高い事業内容が含まれ、簡単には参加できない仕組みになっています。落札するところが、この企画書にどのような内容を書くのだろうと、後になって情報開示請求をしても、企画書の公開は当該法人（センター）にとって不利益となるとの理由で不開示となっています。これは出来レースではないか、最初から落札するところが決まっていたのではないかとの思いをますます強くしました。が、「でも、警戒区域での捕獲は、委託業者がやってくれるのだから、私たちがやきもきしなくてもいいよね。1億もあればいろいろなことができるから」と話しました。そのはずでしたが、4月になっても5月になっても、保護活動はスタートしなかったのです。一番大事な春の繁殖期には、保護活動はなされませんでした。私たちは、その前の2011年12月に環境省公認の「黄色いリボン」で圏内に入り、捕獲をし（16団体の保護総数は犬34匹・猫298匹）、その折にたくさんの猫を見かけながらも時間切れで助けきれずに残してきたので、あのあと残された猫たちは、どうなっただろう、と不安な思いがたえませんでした。企画コンペの説明会があった3月には、福島県により集中して捕獲が行われました（犬13匹・猫93匹）が、きっと春に繁殖したのでしょうか。2世代・3世代が夏を越えられたのか、冬も生き延びたのか、皆目わかりません。

結局、自然環境研究センターによる保護は、9月と12月の2度行われただけでした（計犬4匹・猫216匹を保護）。

1億がきちんと動物のために使われたのか、人件費や交通費に消えていないのか、情報開示請求をしても、会計書類は不開示とされました。

住民が1億の保護事業について適正な事業が行われたのかどうか、なぜ知ることができないのか。会計監査が必要ではないか。国は情報開示を拒絶しています。

失われていく命に間に合うかどうかは、時間との勝負になります。お金をいくら貯め込んでも、命に間に合うように使わなければ、意味がありません。

私たち民間ボランティアがどんなに願ってもできない保護を、自然環境研究センターは国から1億円貰い受け、委託を受けて、できる環境にあったのです。圏内での着実な捕獲と繁殖防止策を私たちは期待していました。

まだ残された猫を保護しに自腹で出かける民間ボランティア。許可証も財源もあるのに保護を放棄した落札法人自然環境研究センター。

それを見て見ぬ振りの、緊急災害時動物救援本部。

福島警戒区域。殺処分ゼロの道の、ここが原点です。最後の1匹まで、待っているのなら助けに行かねばとの思いが、民間にはまだ残っているのです。

6. 畜産動物について

(1) 農水省の認識

・平成 2012 年 4 月 5 日までは、所有者の同意による安楽死のみだったが、それ以降は個体識別・食肉に供さないなどの前提で牛を生かすこと（継続飼養）を認めた。その際は現地で説明会も行った。

・牛たちは夏は山の周辺にいたが、次第に寒くなると平地に出てきた。

・安楽殺に同意しない畜産農家の牛は、「希望の牧場」や「やまゆりファーム」に預けられている。ほかに各畜産農家が一桁単位の少数の牛を養う小さな牧場が 14~5 か所ある。

・希望の牧場には 400 頭ほどの牛が生かされている。そこには、希望の牧場に間借りしている「やまゆりファーム」の 60 頭も含む。

・継続飼養をして頂く段階で、すべて自己責任とした。ゆえに（安楽死に同意しなかった希望の牧場・やまゆりファームの牛を）生かすために牧草や餌を提供することは考えていない。

・牛の安楽死に同意していない畜産農家はなぜ安楽死に同意しないのか理由は不明だが、なかには研究利用を望む飼い主もいた。

・牛の安楽死に同意するしないに拘らず、損害賠償を請求されたら、賠償金を支払ってきた。

<処分をした人は？>

・牛の殺処分は、福島県相双家畜保健衛生所の獣医師たちが中心になって行った。

・全国の家畜保健衛生所、動物検疫所の獣医師たちにも声をかけて応援を募り、ともに入ってもらい安楽殺を行った。その際は福島県の安全対策に従って、マスク・防護服・線量計をつけてもらった。当初は防護服を 2 重にし、マスクも精度が高いものを使用した。

<今度同様の放射能災害が発生したら、どうなるか？>

・警戒区域設定が大事である。事故の規模にもよるが、エリアにまだ人が入れるなら県と自治体が協力して動物を外に出すことだ。

・（今回のように、被爆の度合いも測られず闇雲に半径 20 キロの警戒区域が設定され、正確な放射能汚染データや事故の規模が隠ぺいされ、発表までに数年かかるといったことも考えられる。結局は、また同じことの繰り返しにならないか、との問いに対して）経産省のシステムや文科省のデータにより区域が設定されるだろうが、何とも言えない。

・一時立ち入り許可では、ペットを除く動物を警戒区域の外に出してはいけないとされた。これに対して反論が多く、安楽死指示の直後は特に抗議電話があった。

・（有事の際に、畜産動物の一時預かりや動物移送のサポートを提供し合えるような、県を超えた農協など生産者のネットワークはないのか、との問いに）いろいろな団体やネットワークがある。各都道府県がそれぞれ団体情報を持っている。日頃から連携をとるのが望

ましいだろう。

(2) 民間ボランティアの認識

- ・飯館村の牛など、被爆しているものが出荷された。それなのに線量の低い地域の牛でも、警戒区域だからとの理由で圏外に出さず、殺処分の道を辿らせた。
- ・殺処分方法が残酷だ。結局は窒息死であり、とても安楽死とはいえない。

<やまゆりファームからの支援要請 ~飢えを目前に~>

「やまゆりファーム」は、政府の指示により強制された警戒区域内の牛の殺処分を認めない畜産農家と、動物のいのちを守りたいと願う個人の有志が協力し合い運営していた福島県楡葉町の「旧ファーム・アルカディア」を、67頭の牛たちと共に引き継ぎ、2012年7月に発足した団体で、食肉に戻すことを目的とするのではなく、終生飼養・経過観察をはじめとして、区域内に生きる動物たちを保護していくことを目指しています。

皆様をお願いいたします。

2011. 3. 11の東日本大震災において
福島第一原子力発電所の事故により
内部被曝してしまった牛達を
原発より14キロ地点にある
浪江町の希望の牧場さんの場所をお借りしまして
私ども やまゆりファーム 約80頭
希望の牧場さん 約300頭
その他農家さんの牛 約30頭の
おおよそ400頭の牛達を希望の牧場さんと
協同で保護し飼養管理致しております

黒毛和牛がほとんどで数頭ホルスタインがおりますが
警戒区域から外への移動は禁止され
ましてやお肉や牛乳となり
市場に出回るとは絶対にございませぬ

ですので震災以降は
汚染された牧草を与えてきました
その理由は一切を
皆さま一般の方々からのご支援金だけで
運営している現状に置きまして

必要な牧草を当たり前を買ってたら
アッとゆう間に資金は尽きてしまうからです

牛の寿命は10年15年と言われております
これから先の長いことを考えましたら
売り物にならなくなった牧草をと考えております
処分しようの無い場所をふさいで居る汚染牧草をお持ちの農家さん
またはその農家さんをご存知の方がいらっしゃいましたら
以下にご連絡頂けませんでしょうか

※400頭の牛たちの飢えが間もなく迫って来ております

2011年震災後の牛をはじめ家畜達の残酷な
あの餓死をまた繰り返したくありません どうかどうかお願い致します

「やまゆりファーム」は、政府の指示により強制された警戒区域内の牛の殺処分を認めない畜産農家と、動物のいのちを守りたいと願う個人の有志が協力し合い運営していた福島県楢葉町の「旧ファーム・アルカディア」を、67頭の牛たちと共に引き継ぎ、2012年7月に発足した団体です。

食肉に戻すことを目的とするのではなく、終生飼養・経過観察をはじめとして、区域内に生きる動物たちを保護していくことを目指しています。

<http://ameblo.jp/yamayurifarm/entry-11361394306.html>

～ブログより～

津波で牛が流されているという知らせを聞き、駆け付けた時、
暗くなった海の向こうに牛が泣き叫ぶ声が聞こえた

*** (中略) ***

何故、いまこの牛たちが「生きる意味」を見つけ出さなくてはならないのか。

実験・除染・食肉に戻す・・・。

何故、いまこの牛たちの「活用」を考えなくてはならないのか。

人間が作り上げた原発の事故により死なずに済んでる家畜たち。

「生きているだけではいけないの？」

「人間の役に立つか立たないか、それだけで命を考えて良いの？」

これから、この牛たちが生きる過程において、少しずつでも見えてくるものがあるのではないのでしょうか。

「生きる意味」を欲しがる人間。

牛飼いの男同士が決めた、牛を生かしつづけるという選択。

いま、やまゆりファームで牛たちは生きています。

あの時生き延びることが出来、

いまも生きているからこそ、

人は「生きる意味」を問うことも出来るのです。

生きること、意味が必要でしょうか？

生きていること自体、答えなのではないでしょうか。

文責 永澤 敬

(やまゆりファームのブログより抜粋)

7. 最後に

3年前には、7万8000人の住民が暮らしていた警戒区域（国会事故調報告書）。

そこには、人とともに暮らす動物がいた。登録上は5800匹の犬と（実際はその倍以上であろう）、同数はいると想像される猫と、牛3500頭、ブタ3万頭、トリ44万羽。3年前にはそんな暮らしがあったのだ。

現在、あの地に残されている命は、希望の牧場・やまゆりファームの牛と、殺処分を免れた放れ牛20頭、それに安楽死に同意しなかった数件の畜産農家の牛、そしてわずかな猫と、さらにもっとわずかな犬のみである。

<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/130830a.pdf>

農民が田畑を耕し、漁師が沖に出て、牛飼いが牛とともに緑地に生きるという暮らしはことごとく破壊された。人は家を捨てねばならず、手塩にかけた牛や豚を処分し、寝食をともにした犬猫と離別し、被爆を恐れて去って行った。

人は汚染された土地から去って行くことができた。が、馬や数限られた試験用の豚を除く畜産動物は、警戒区域から出ることが許されなかった。餓死・凍死を免れても、餌で釣られ囲われて、殺処分の道をたどることになった。原発事故後に生まれた子牛も含めて。

東電そして国によって、これら動物は、犬も猫も畜産動物も、家財の一部として賠償の対象とされた。畜産動物は、JA等の生産者の集まりで、購入時期や飼養期間に応じそれぞれの評価価格が付けられた。犬猫は、30万円以上の高額ペットとそれ以下の低額ペットに分けられて、ときには精神的賠償も付加されて賠償された。しかし果たしてそれで解決になるのだろうか。金で解決できるはずはない。

私たちの国がもし先進国と言えるのであれば、国際標準に倣い、動物を、家財道具でなく、知覚する生き物、感情を持つ生き物、人とともに共生する命として、つまりは「リスボン条約」「ストラスブル条約」に則った扱いをすべきである。

今回の福島動物問題をめぐり、日本でも、残された愛護動物を見捨てることなく救わな

ければならないという思いで活動する民間人が大勢いること、国際社会も注視していること、行政はそれに応える責任があることをここに強く銘記する。

<付録> 解決にほど遠い福島動物問題 ～民間ボランティアの記録～

■2013年2月20日、「犬猫救済の輪」ブログより

被災地は、給餌に通うことが不可能になりつつ場所が沢山あります。震災後、人のいなくなった町に取り残され、飢えで亡くなっていった動物たちの無残な姿をどれほど見てきたかしれません。ここまで懸命に生き延びてきた命を救い出したい。今週、14匹を保護してきました。



警戒区域も、また警戒区域を解除になった町にも、飼い主が行方不明の猫を必死に探している様子は見うけられません。一時帰宅で帰れても「猫を探しています」の張り紙も無ければ、いなくなった家に置きエサもしてありません。殆どの猫は飼い主にも見捨てられ、待ちわびて死んでいったのです。

猫が少なくなって、今は、町中にネズミが大発生しています。今回の一時帰宅の案内には、ご希望に応じて、ねずみ等の小動物用の忌避剤を、中継基地において配布いたします

と赤字赤線で書かれています。牛、いのしし、ねずみ、大きかろうが小さかろうが、苦情があれば、殺せ、殺せ。ねずみも、餓えた猫もまた死ぬのでしょうか。生きているうちに、一匹でも救い出すしかないのです。でも、その行いは、私には命懸けと言っても過言ではありません。命懸けでも、力の限り、一頭でも多く助けてまいります。どうか、救い出された命の、見捨てられた命の、里親になって下さいませんか。この子達は、これからの一生を最後まで責任と愛情を持って守って下さる人のもとで、幸せに生きる権利があります。

■2013年2月28日、「犬猫救済の輪」ブログより



日陰の雪は溶けず、小さな猫の足に冷たい。餓える子らに 待つ子らに届けてあげなくては。警戒区域の活動は、行きたい時に行けるわけでも、行きたい人が行けるわけでもありません。言

い尽くせない苦勞に苦勞を積んでそれでも行けるか行けないかわからない状況です。

やっといけるチャンスがあった時、なんとしてもその機会を失わないようにすべてのことに無理をして行くことを優先するしかありません。

しかし、今、フードの在庫がゼロです。沢山ご支援いただいたのですが、完全に底をつきました。

■2013年3月、全国動物ネットワーク HP「警戒区域の内外で子猫が繁殖」より

3月に入り、警戒区域の内外で子猫が繁殖しています。妊娠したメス猫がたくさん捕まります。子猫がちよろちよろ道を横切ります。捕獲器を仕掛けたら入りますが、搬送のボランティアも足らず手術が追いつかないので、オス猫は仕方なく捕獲器から逃がしています。



■2013年8月、南相馬のねこおばさんを応援する会のブログより

8月3、4日のさっちゃん和秋田さんのTNR活動報告読みましたが、檜葉、川内、都路町、葛尾村、小高区のTNR活動はさっちゃん和秋田さんのおかげで出来ています。お二人のご苦勞にただ感謝するばかりです。8月10日(土曜日)は隔週給餌の日でした。吉田はこの日が都合よかったので給餌に行くことにしました。さっちゃん、秋田さん、マキリンは11日(日曜日)が好都合というのでその日にやることになりました。この日は東京の捨猫防止会の方2名様に来てくださったので、吉田と一緒に回って給餌と餌場作りをしました。



そこから原町区と小高区の街中を回りました。小高街中は餌場が30か所以上あります。給餌・給水そして餌場を作ったり直したりして、回りました。そして小高区役所で捨猫防止会の方たちと会って近くの餌場作りをしました。この餌場を高くしてねこちゃんしか上がれないようにして、カラス・鳥よけのネットをかぶせました。3段のカラーケースの下には重石置いてますが、ひもで縛ってたおれないようにしてくれました。



また、いつもの餌場で給餌・給水していたら、この猫が現れてじっとみているのです。ここの餌場が汚れているのが気になり、多分野生動物が荒らすからえさ箱が汚れるのだらうと思います。近じか餌場を工夫して作り直します。えさを足してきましたが、また行って見えます。ここではたくさんリリースしたので、えさはたくさん置いてやらないとネ。

ここは前回、秋田さんと作りました。許可を得ています。秋田さんがえさ箱を柱にぐるぐる巻いてくれました。boxの下部には重石ががっちり置いてあります。8月10日は吉田が給餌して、8月11日にはさっちゃん、秋田さん、マキリンが給餌・給水してくれました。

■2013年9月、南相馬の猫おばさんを応援する会のブログより

9月は7日と21日に給餌・給水して、14、15、16日と21、22、23日の3連休の時、さっちゃん、A田さん、マキリンがTNRやりました。合計で30匹くらいTNRやりました。吉田は隔週給餌の間の週に餌場づくりやりました。同級生や手伝いに来てくれた男性の手

をかりて、1日につき2，3，4か所の餌場作りやりました。餌場づくりもあとわずかです。



■10月8・9日、高円寺ニャンダラーズさんのブログより

まだまだにゃんこたちは生きてます、
あらゆるところに命の痕跡があります。
私達に出来る事はその命を出来る限り
微塵ではありますがサポートしてゆく事、
いつまで続くのか？いつまでやれるのか？
そんな葛藤はくそくらえ！助けたい命は
必ず助けたいと切に思う次第です。
自然の摂理で滅びる命ならばそれは必然ですが
人間が私利私欲の為に造った原発が爆発した為に
どれだけの尊い命が犠牲になったか。
人間の責任、それを私達は果たさねばと思います。
まだ多くの飼い主様が愛猫、愛犬にもういちど
会いたいと願っています。もうすぐ2年半の時間が経過し
そうたやすく叶うことではなくなっているかもしれません。
ただ強い子たちは姿は現わさずともまだまだ生きています。
私達は諦めません。まだそこに命の光があると信じています。



牛に餌を与えるニャンダラーズさん



大工仕事で猫の餌場を守る

■富岡救援隊 nekoneko さんブログより

10月19日は、新たな給餌スポット引継ぎの為、久々に「犬猫救済の輪」結さんと富岡檜葉を一緒。結さん達は早朝何ヶ所かに捕獲器をかけたとのこと。

PM 2:00 檜葉某所。 自分も三台回収。 猫ちゃん入ってるでしょうか？



入ってましたよ。 いつもフード待ってる子が。 あー しかし・・・ ちょっと暴れて鼻から出血。 ごめんね～。

PM 3:00 某所。



捕獲器回収。 ここも入っています。津波で壊滅的にやられたエリアなのに、本当に多くの猫達が頑張って生きています。 苦しい思いいっぱいしたね・・・



しかし・・・ この子・・・ 授乳中でした。 チビが何処かで待ってるので残念ながらその場でリリース。



カラスが強い・・・



昨日は本当に多くの動物達の亡骸を見ました。この子（左）は黒白のチビ猫ちゃん。いつものコースでYさんが発見。埋葬の為拠点へ。目がカラスにえぐられて眼球がなくなっています。あと一時間早ければ救えたのかな。子猫は産まれても育たない・・・ そしてこの子（右）だって・・・ ついさっきまで生きていたのでしょうか。あと15分も早ければ救えたのかもしれませんが。死因は餓えでしょうか？ 痩せ細っています。巨大地震、津波、置き去り、共食い、餓え死に・・・ とてつもない地獄を味わった原発地域の動物達。そんな地獄を見た子達を助けたいから福島まで行って頑張っているのですが・・・ 救いきれない現実。悔しいですね。自分も2011年末の黄色いリボン活動の時に警戒区域に入りましたが、あの時は死んだ猫や多くの傷ついた動物達が放浪しているのを目撃しました。犬や猫などの言葉を話せない弱い命は見捨ててしまってよしなのでしょうか？ 現在避難されている住民の方でも、置いてきてしまった動物達のこと泣いている方は多いんです。
